省　令

○国土交通省令第八十五号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）の施行に伴い、及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項第六号の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者） **第三条**　法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） 五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの イ　（略） ロ　配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの 六～十一　（略）	（法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者） **第三条**　法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～四　（略） 五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの イ　（略） ロ　配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの 六～十一　（略）

附　則

この省令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。